

日本産業規格

令和4年11月1日に下記の日本産業規格を改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和4年11月1日

厚生労働大臣 加藤 勝信

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

歯科鑄造用14カラット金合金	T 6 1 1 3
歯科鑄造用コバルトクロム合金	T 6 1 1 5
歯科鑄造用金合金	T 6 1 1 6
歯科メタルセラミック修復用貴金属材料	T 6 1 1 8
歯科メタルセラミック修復用非貴金属材料	T 6 1 2 1
貴金属含有量が25%以上75%未満の歯科鑄造用合金	T 6 1 2 2
固定性歯科修復物用非貴金属材料	T 6 1 2 3
眼光学機器－基本的要求事項及びその試験方法－第1部：全ての眼光学機器に適用される一般的要求事項	T 1 5 0 0 4－1

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

酸素テント	T 7 2 0 2
-------	-----------